

修正（案）

むかわ町地域防災計画
（本編）
新旧対照表

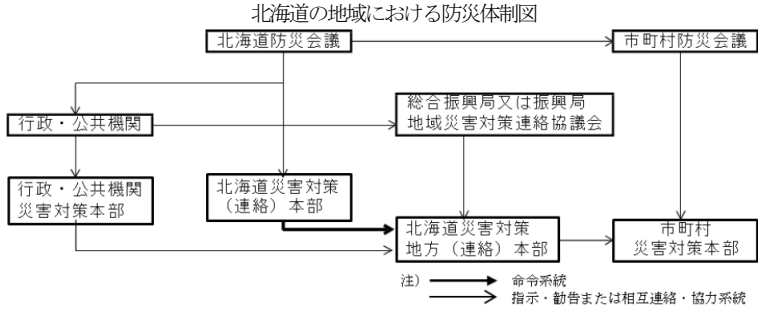
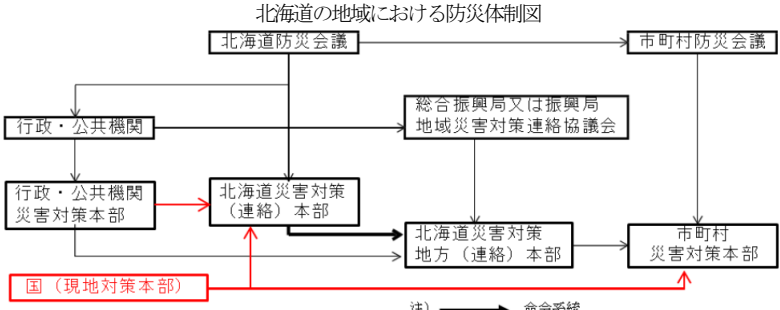
令和7年（2025年）6月

むかわ町防災会議

むかわ町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
1	第1章 総 則 第1節 目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、むかわ町防災会議が作成する計画であり、むかわ町の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて町民_____の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。 1～8 （略） なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDG s）」の主にゴール 1 _____、11、13 ____、17の達成に資するものである。  〔 （略） 〕	第1章 総 則 第1節 目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、むかわ町防災会議が作成する計画であり、むかわ町の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて町民<u>をはじめ観光客や外国人等、むかわ町に滞在するあらゆる人々</u>の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。 1～8 （略） なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDG s）」の主にゴール <u>1、2、3、5、7、9</u>、11、13、<u>15</u>、17の達成に資するものである。  〔 （略） 〕	道地域防災計画との整合（保護対象に滞在者も含むことを明記、SDGsのゴールを追加）
2	第3節 計画推進にあたっての基本となる事項 （略） 1～4 （略） 5 <u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ</u>、災害対策に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>6</u> （略）	第3節 計画推進にあたっての基本となる事項 （略） 1～4 （略） 5 _____災害対策に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など_____感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。 <u>6 東日本大震災や令和6年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本町の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。</u> <u>7 効果的・効率的な防災対策を行うため、むかわ町DX推進計画に基づく災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、データ収集・共有の体制等の整備に留意する。</u> 8 （略）	道地域防災計画との整合（コロナ5類移行に伴う修正、過去の大規模災害の教訓、新技術活用の観点導入）
7	第6節 町民及び事業者の基本的責務等 （略） 第1 町民の責務	第6節 町民及び事業者の基本的責務等 （略） 第1 町民の責務	道地域防災計画との整合

むかわ町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
7	(略) 1 平常時の備え (1)～(9) (略) <u>(新設)</u> 2 災害時の対策 (1)～(6) (略) <u>(新設)</u> 3 (略) 第2～第3 (略) 第4 町民運動の展開 災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月刊、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、<u> </u>、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。	(略) 1 平常時の備え (1)～(9) (略) <u>(10) SNS等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上</u> 2 災害時の対策 (1)～(6) (略) <u>(7) インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止</u> 3 (略) 第2～第3 (略) 第4 町民運動の展開 災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月刊、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、<u>火山防災の日</u>、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。	道地域防災計画との整合（リテラシー向上、偽情報拡散防止を追記、火山防災の日制定に伴う追記）
9	第2章 むかわ町の概況 第1節 (略) 第2節 災害の概況 本町の災害の概況は、資料編 <u> </u> のとおりである。	第2章 むかわ町の概況 第1節 (略) 第2節 災害の概況 本町の災害の概況は、資料編 <u>(第2章第2節関係)</u> のとおりである。	資料編の参照箇所を明示
10	第3章 防災組織 (略) 第1節 組織計画 本町内における町防災会議の組織、運営、災害時における体制については、本計画に定めるところによる。 なお、道の地域における防災体制システムを図示すれば次のとおりである。  注) ———▶ 命令系統 - - - - -▶ 指示・勧告または相互連絡・協力系統	第3章 防災組織 (略) 第1節 組織計画 本町内における町防災会議の組織、運営、災害時における体制については、本計画に定めるところによる。 なお、道の地域における防災体制システムを図示すれば次のとおりである。  注) ———▶ 命令系統 - - - - -▶ 指示・勧告または相互連絡・協力系統	道地域防災計画との整合（防災関係機関と道災害対策本部の関係性を追記）

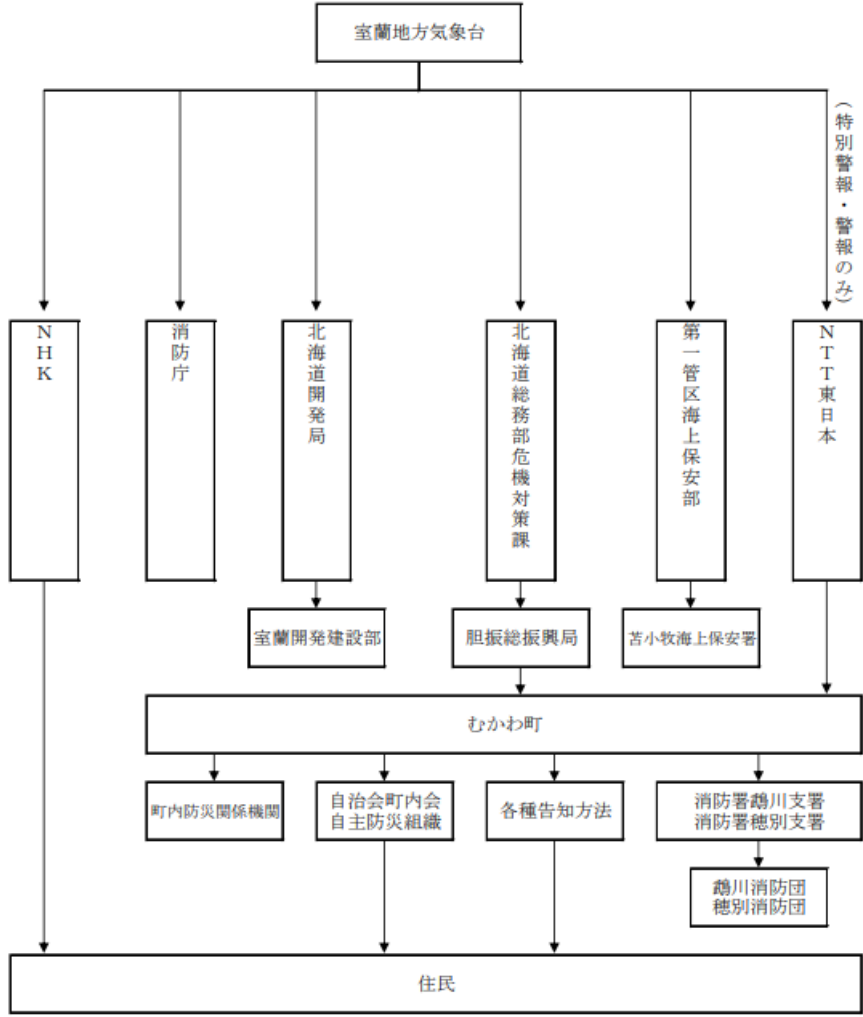
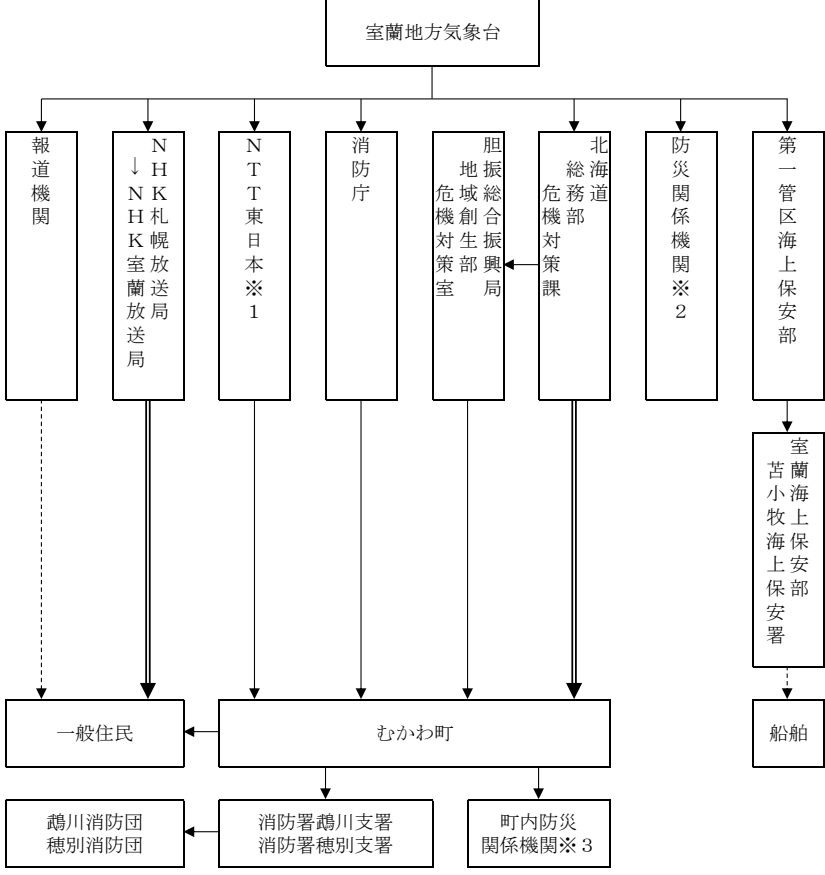
むかわ町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考																																				
20	第2節 気象業務に関する計画 (略) 第1 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報(略) 1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達 (1) 種類及び発表基準 ① 気象等に関する特別警報 予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される _____。 (表略) ② 気象等に関する警報・注意報 ア 気象警報 (表略) イ 気象注意報	第2節 気象業務に関する計画 (略) 第1 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報(略) 1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達 (1) 種類及び発表基準 ① 気象等に関する特別警報 予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される <u>(一部の市町村は分割)</u> 。 (表略) ② 気象等に関する警報・注意報 ア 気象警報 (表略) イ 気象注意報	道地域防災計画との整合(気象のみの項目に伴う修正、市町村単位に限らないことに伴う修正、気象庁HP「気象等の注意報の種類と内容」との整合を図るための修正)																																				
21	<table><tr><th>種類</th><th>概要</th></tr><tr><td>大雨注意報</td><td>大雨による _____ 災害 _____ が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 _____ ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td></tr><tr><td>大雪注意報</td><td> _____ 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>強風注意報</td><td>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>風雪注意報</td><td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「<u>強風による災害</u>」に加えて「<u>雪を伴うことによる視程障害等による災害</u>」のおそれについても注意を呼びかける。 _____ _____</td></tr><tr><td>濃霧注意報</td><td>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 _____ _____</td></tr><tr><td>雷注意報</td><td>落雷 _____ _____ により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</u></td></tr><tr><td>乾燥注意報</td><td>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 _____ 火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</td></tr><tr><td>なだれ注意報</td><td>「なだれ」により <u>り</u>災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 _____ _____</td></tr></table>	種類	概要	大雨注意報	大雨による _____ 災害 _____ が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 _____ ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	大雪注意報	_____ 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「 <u>強風による災害</u> 」に加えて「 <u>雪を伴うことによる視程障害等による災害</u> 」のおそれについても注意を呼びかける。 _____ _____	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 _____ _____	雷注意報	落雷 _____ _____ により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</u>	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 _____ 火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	なだれ注意報	「なだれ」により <u>り</u> 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 _____ _____	<table><tr><th>種類</th><th>概要</th></tr><tr><td>大雨注意報</td><td>大雨による<u>土砂災害や浸水害</u>が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。</u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td></tr><tr><td>大雪注意報</td><td><u>降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など</u>、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>強風注意報</td><td>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>風雪注意報</td><td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。</u></td></tr><tr><td>濃霧注意報</td><td>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通傷害等の災害があげられる。</u></td></tr><tr><td>雷注意報</td><td>落雷のほか、<u>急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害</u>により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 _____ _____ _____</td></tr><tr><td>乾燥注意報</td><td>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>大気の乾燥により火災・延焼等が発生する</u>危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</td></tr><tr><td>なだれ注意報</td><td>「なだれ」により <u>る</u>災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</u></td></tr></table>	種類	概要	大雨注意報	大雨による <u>土砂災害や浸水害</u> が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。</u> ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	大雪注意報	<u>降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など</u> 、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。</u>	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通傷害等の災害があげられる。</u>	雷注意報	落雷のほか、 <u>急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害</u> により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 _____ _____ _____	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>大気の乾燥により火災・延焼等が発生する</u> 危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	なだれ注意報	「なだれ」により <u>る</u> 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</u>	
種類	概要																																						
大雨注意報	大雨による _____ 災害 _____ が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 _____ ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																																						
大雪注意報	_____ 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																						
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																						
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「 <u>強風による災害</u> 」に加えて「 <u>雪を伴うことによる視程障害等による災害</u> 」のおそれについても注意を呼びかける。 _____ _____																																						
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 _____ _____																																						
雷注意報	落雷 _____ _____ により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</u>																																						
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 _____ 火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。																																						
なだれ注意報	「なだれ」により <u>り</u> 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 _____ _____																																						
種類	概要																																						
大雨注意報	大雨による <u>土砂災害や浸水害</u> が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。</u> ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																																						
大雪注意報	<u>降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など</u> 、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																						
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																						
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。</u>																																						
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通傷害等の災害があげられる。</u>																																						
雷注意報	落雷のほか、 <u>急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害</u> により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 _____ _____ _____																																						
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>大気の乾燥により火災・延焼等が発生する</u> 危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。																																						
なだれ注意報	「なだれ」により <u>る</u> 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</u>																																						

むかわ町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考																				
21	<table><tr><td>着氷注意報</td><td>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>通信線や送電線</u>、<u>船体</u>等への被害が<u>起こ</u>るおそれのあるときに発表される。</td></tr><tr><td>着雪注意報</td><td>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>通信線や送電線、船体等への被害が起こる</u>おそれのあるときに発表される。</td></tr><tr><td>融雪注意報</td><td>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>浸水害、</u>土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。</td></tr><tr><td>霜注意報</td><td>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>早</u>霜や<u>晩霜により</u>農作物への被害が<u>起こ</u>るおそれのあるときに発表される。</td></tr><tr><td>低温注意報</td><td>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、<u>冬季の水道管</u>凍結や破裂による著しい被害が<u>発生</u>するおそれがあるときに発表される。</td></tr></table> ウヘオ (略) ③ (略)	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>通信線や送電線</u> 、 <u>船体</u> 等への被害が <u>起こ</u> るおそれのあるときに発表される。	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>通信線や送電線、船体等への被害が起こる</u> おそれのあるときに発表される。	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>浸水害、</u> 土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>早</u> 霜や <u>晩霜により</u> 農作物への被害が <u>起こ</u> るおそれのあるときに発表される。	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、 <u>冬季の水道管</u> 凍結や破裂による著しい被害が <u>発生</u> するおそれがあるときに発表される。	<table><tr><td>着氷注意報</td><td>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生する</u>おそれのあるときに発表される。</td></tr><tr><td>着雪注意報</td><td>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する (気温0℃付近で発生しやすい)</u>おそれのあるときに発表される。</td></tr><tr><td>融雪注意報</td><td>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>積雪が融解することによる土砂災害や浸水害</u>が発生するおそれがあるときに発表される。</td></tr><tr><td>霜注意報</td><td>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>春・秋に気温が下がり霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生する</u>おそれのあるときに発表される。</td></tr><tr><td>低温注意報</td><td>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、<u>水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生</u>するおそれがあるときに発表される。</td></tr></table> ウヘオ (略) ③ (略)	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生する</u> おそれのあるときに発表される。	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する (気温0℃付近で発生しやすい)</u> おそれのあるときに発表される。	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>積雪が融解することによる土砂災害や浸水害</u> が発生するおそれがあるときに発表される。	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>春・秋に気温が下がり霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生する</u> おそれのあるときに発表される。	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、 <u>水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生</u> するおそれがあるときに発表される。	道地域防災計画との整合(気象庁HP「気象等の注意報の種類と内容」との整合を図るための修正)
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>通信線や送電線</u> 、 <u>船体</u> 等への被害が <u>起こ</u> るおそれのあるときに発表される。																						
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>通信線や送電線、船体等への被害が起こる</u> おそれのあるときに発表される。																						
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>浸水害、</u> 土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。																						
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>早</u> 霜や <u>晩霜により</u> 農作物への被害が <u>起こ</u> るおそれのあるときに発表される。																						
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、 <u>冬季の水道管</u> 凍結や破裂による著しい被害が <u>発生</u> するおそれがあるときに発表される。																						
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生する</u> おそれのあるときに発表される。																						
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する (気温0℃付近で発生しやすい)</u> おそれのあるときに発表される。																						
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>積雪が融解することによる土砂災害や浸水害</u> が発生するおそれがあるときに発表される。																						
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>春・秋に気温が下がり霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生する</u> おそれのあるときに発表される。																						
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、 <u>水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生</u> するおそれがあるときに発表される。																						

むかわ町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
25	(3) 気象等に関する特別警報・警報・注意報等の伝達 伝達は、次の系統図により伝達先に対して行うものとする。 (略)  2～3 (略)	(3) 気象等に関する特別警報・警報・注意報等の伝達 伝達は、次の系統図により伝達先に対して行うものとする。 (略)  2～3 (略) ⇒ 特別警報が発表された際の気象業務法に基づく通知・周知措置が義務づけられている伝達経路 ----- 放送・無線 ※1 特別警報及び警報のみ伝達 ※2 北海道開発局、陸上自衛隊、北海道電力等 ※3 鶴川土地改良区、社会福祉協議会、町内の農協、漁協、森林組合、商工会、一般運送事業者、危険物関係施設、自治会・町内会、自主防災組織	道地域防災計画との整合（現況に即した修正） ※むかわ町から先の伝達系統も整理

むかわ町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
27 28	4 土砂災害警戒情報 (略)	4 土砂災害警戒情報 (略) ⇒ 土砂災害防止法に基づく通知が義務づけられている伝達経路 -----> 放送 ※1 陸上自衛隊、北海道警察、北海道電力等 ※2 鶴川土地改良区、社会福祉協議会、町内の農協、漁協、森林組合、商工会、一般運送事業者、危険物関係施設、自治会・町内会、自主防災組織	道地域防災計画との整合(現況に即した修正、文言修正) ※むかわ町から先の伝達系統も整理
29	5～8 (略) 9 気象情報等 (1) (略) (2) 地方気象情報、府県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。 (3) 台風に関する気象情報	5～8 (略) 9 気象情報等 (1) (略) (2) 地方気象情報、府県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される情報。 (3) 台風に関する気象情報	

むかわ町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
29	北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表<u>す</u>る情報。 (4) (略) (5) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表<u>す</u>る情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を<u>発表す</u>る。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。 ※雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/ 第3 (略)	北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表<u>される</u>情報。 (4) (略) (5) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表<u>される</u>情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が<u>発表される</u>。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。 ※雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/ 第3 (略)	道地域防災計画との整合（文言修正）
31	第4章 災害予防計画	第4章 災害予防計画	道地域防災計画との整合（男女共同参画の観点）を明記）
32	(略) 第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 (略) 第1 (略) 第2 配慮すべき事項 1 (略) 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう _____ 努める。 3～7 (略) 第3～第6 (略)	(略) 第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 (略) 第1 (略) 第2 配慮すべき事項 1 (略) 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、<u>女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。</u> 3～7 (略) 第3～第6 (略)	
36	第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 (略) 第1 食料その他の物資の確保 1 町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、<u>概ね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）</u>を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 (略) 第1 食料その他の物資の確保 1 町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、<u>次の事項にも留意しながら概ね発災から3日目までに必要な数量</u>を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。 <u>(1) 滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄すること。</u> <u>(2) アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。</u>	

むかわ町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考				
36	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 〔備蓄品の例〕 食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク 飲料水…ペットボトル水 生活必需品…毛布<u> </u>、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用） 衛生用品…マスク、消毒液 燃料…ガソリン、灯油<u> </u> その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ<u> </u>、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋 2～3 （略） 第2 （略） 第3 備蓄倉庫等の整備 町は、防災資機材倉庫の整備に努める。<u> </u> <table><tr><td><u>鶴川防災倉庫</u></td><td><u>むかわ町大原2丁目2番地1</u></td></tr><tr><td><u>穂別防災備蓄倉庫</u></td><td><u>むかわ町穂別豊田559番地5</u></td></tr></table>	<u>鶴川防災倉庫</u>	<u>むかわ町大原2丁目2番地1</u>	<u>穂別防災備蓄倉庫</u>	<u>むかわ町穂別豊田559番地5</u>	<u>(3) 厳冬期の災害時には積雪等により町外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄の充実を図ること。</u> <u>(4) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。</u> 〔備蓄品の例〕 食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク 飲料水…ペットボトル水 生活必需品…毛布、<u>防寒具</u>、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用） 衛生用品…マスク、消毒液 燃料…ガソリン、灯油、<u>固形燃料、カセットガス</u> その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ <u>(電源不要なもの)</u>、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋、<u>ライター、マッチ、カセットコンロ、使い捨てカイロ</u> 2～3 （略） 第2 （略） 第3 備蓄倉庫等の整備 町は、防災資機材倉庫の整備に努める。<u>防災資機材倉庫及び防災資機材の保管場所は、資料編（第4章第3節関係）のとおりである。</u> <u>(表削除)</u>	道地域防災計画との整合（備蓄に当たり留意すべき事項を追記）、町の防災資機材倉庫及び防災資機材保管場所を資料編で整理
<u>鶴川防災倉庫</u>	<u>むかわ町大原2丁目2番地1</u>						
<u>穂別防災備蓄倉庫</u>	<u>むかわ町穂別豊田559番地5</u>						
37	第4節 相互応援（受援）体制整備計画 （略） 第1 基本的な考え方 災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。 また、町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルの策定に努める<u> </u>ものとする。 第2 相互応援（受援）体制の整備 1 町 (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日	第4節 相互応援（受援）体制整備計画 （略） 第1 基本的な考え方 災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。 また、町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルの策定に努めるとともに、<u>派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努める</u>ものとする。 第2 相互応援（受援）体制の整備 1 町 (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、<u>応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど</u>、日	道地域防災計画との整合（防災基本計画との整合のため修正、本州等からの受援の課題について追記）				

むかわ町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
37	頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。 (2)～(3) (略) 2 (略) 第3 (略)	頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。 (2)～(3) (略) 2 (略) 第3 (略)	道地域防災計画との整合
41	第6節 避難体制整備計画 (略) 第1 避難誘導体制の構築 1～6 (略) <u>(新設)</u> <u>7 (略)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 第2 (略)	第6節 避難体制整備計画 (略) 第1 避難誘導体制の構築 1～6 (略) <u>7 町及び道は、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。</u> <u>8 (略)</u> <u>9 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、町は、日頃から、冬期における避難誘導体制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。</u> <u>10 町は、道と互いに連携し、道が定める広域避難や広域一時滞在（2次的な避難も含む）についての基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法等広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。</u> 第2 (略)	道地域防災計画との整合(観光客の避難等体制構築に係る修正、冬期避難体制構築を明記、広域避難の具体的な手順等を定める)
43	第3 避難所の確保等 1～7 (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	第3 避難所の確保等 1～7 (略) <u>8 町は在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> <u>9 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u>	
44	第4 町における避難計画の策定等 1 (略) 2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知 町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項	第4 町における避難計画の策定等 1 (略) 2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知 町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項	

むかわ町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
44	を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ハザードマップ等の配布 <u>又は回覧</u>に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。 3 町の避難計画 町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。 また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。 _____ (1) (略) (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区 <u>及び対象人口</u> _____ (3)～(4) (略) (5) 避難場所・避難所の開設 <u>に</u>に伴う被災者救護措置に関する事項 ①～⑤ (略) <u>(新設)</u> (6)～(7) (略) <u>(新設)</u> 第5～第6 (略)	を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ハザードマップ等の配布 <u>・周知等</u>に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。 3 町の避難計画 町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。 また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。 <u>なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。</u> (1) (略) (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区、<u>収容人数及び家庭動物受入可否</u> (3)～(4) (略) (5) 避難場所・避難所の開設 <u>等</u>に伴う被災者救護措置に関する事項 ①～⑤ (略) <u>⑥ 上記のほか、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備</u> (6)～(7) (略) <u>4 避難所運営</u> <u>避難所運営において、町は、地域におけるマニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。</u> 第5～第6 (略)	道地域防災計画との整合(紙以外の媒体も含むよう修正、昼夜間の人口差に留意することを明記、<u>家庭動物受入れ体制の整備、尊厳が保たれるよう配慮、行政との共助による避難所運営に必要な事項を追記</u>)
46	第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 (略) 第1 (略) 第2 外国人に対する対策 町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努める。 1 _____多言語による広報の充実 2 指定緊急避難場所等の災害に関する表示板の多言語化 _____ 3～4 (略)	第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 (略) 第1 (略) 第2 外国人に対する対策 町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努める。 1 <u>支援物資の入手方法や広域避難の案内等</u>、多言語による広報の充実 2 指定緊急避難場所等の災害に関する表示板の多言語化 <u>及びピクトグラム化</u> 3～4 (略)	道地域防災計画との整合(避難情報伝達や広報等の充実について追記)

むかわ町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
49	第8節 情報収集・伝達体制整備計画 (略) 第1 (略) 第2 町及び防災関係機関 1 (略)。 2 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化_____に努めるものとする。 3～6 (略)	第8節 情報収集・伝達体制整備計画 (略) 第1 (略) 第2 町及び防災関係機関 1 (略)。 2 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化、<u>非常用電源の確保</u>に努めるものとする。 3～6 (略)	道地域防災計画との整合(非常用電源確保を追記)
51	第10節 消防計画 (略) 第1～第4 (略)	第10節 消防計画 (略) 第1～第4 (略)	資料編で整理
52	別表第1 消防組織図 (略) <u>別表第2 消防信号 (略)</u> <u>別表第3 消防施設</u> <u>(1) 消防支署及び消防団等 (略)</u> <u>(2) 現有人員と機材 (略)</u> <u>(3) 消防用水利 (略)</u>	別表第1 消防組織図 (略) <u>(別表削除)</u> <u>(別表削除)</u>	
54	第11節 水害予防計画 (略) 第1～第2 (略) 第3 予報及び警報 1 水防活動用気象等警報及び注意報 水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報、警報及び特別警報により代行する。 その種類は次のとおりであり、伝達は、次の系統により行う。 (1) 種類 (略)	第11節 水害予防計画 (略) 第1～第2 (略) 第3 予報及び警報 1 水防活動用気象等警報及び注意報 水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報、警報及び特別警報により代行する。 その種類は次のとおりであり、伝達は、次の系統により行う。 (1) 種類 (略)	道地域防災計画との整合

むかわ町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
55	(2) 伝達 府県予報区担当気象官署 及び分担官署 (※1) NTT東日本 (※2) NTT西日本 北海道 (危機対策課) 総合振興局又は振興局 (対策通報) 消防庁 NHK放送局 報道機関 北海道開発局 防災関係機関 (※3) 市町村 各開発建設部 一般住民・避難行動要支援者関連施設 〇 (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく水防活動用気象等警報の通知先 -----> は、放送 (※1) 府県予報区担当気象官署：札幌管区気象台、函館、旭川、室蘭、釧路、網走、稚内各地方支担当官署：帯広測候所 (※2) NTT東日本及びNTT西日本には、水防活動用気象等注意報の通知は行わない。 (※3) 陸上自衛隊北方方面総監部 (情報部資料課)、北海道警察、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道電力㈱ 等	(2) 伝達 室蘭地方気象台 報道機関 NHK札幌放送局 ↓ NHK札幌放送局 NTT東日本 ※1 消防庁 胆振総合振興局 危機創生部 対策室 北海道総務部 危機対策課 防災関係機関 ※2 北海道開発局 室蘭開発建設部 一般住民 避難行動要支援者 関連施設 むかわ町 消防署 鶴川支署 消防署 穂別支署 町内防災 関係機関 ※3 鶴川消防団 穂別消防団 -----> 放送 ※1 NTT東日本には水防活動用気象等注意報の通知は行わない ※2 陸上自衛隊、北海道警察、第一管区海上保安部、北海道電力等 ※3 鶴川土地改良区、社会福祉協議会、町内の農協、漁協、森林組合、商工会、一般運送事業者、危険物関係施設、自治会・町内会、自主防災組織	道地域防災計画との整合 (現況に即した修正) ※むかわ町から先の伝達系統も整理

むかわ町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
55	2 指定河川洪水情報 河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川（以下「洪水予報河川」という。）について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報。警戒レベル2～5に相当する。 また、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する鵜川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。 (1)～(2) (略)	2 指定河川洪水情報 河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川（以下「洪水予報河川」という。）について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報。警戒レベル2～5に相当する。 また、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する鵜川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。 (1)～(2) (略)	道地域防災計画との整合(現況に即した修正) ※むかわ町から先の伝達系統も整理
58	(3) 伝達 ①北海道開発局と札幌管区気象台等が共同で発表する場合 (水防法第10条第2項、気象業務法第14の2第2項) （二重線）で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく洪水予報の通知先は、放送 （※1）府県予報区担当気象官署：札幌管区気象台、函館、旭川、室蘭、釧路、網走、稚内各地方気象台 （※2）陸上自衛隊北部方面総監部（情報部資料課）、北海道警察 等 （※3）NTT東日本及びNTT西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。	①北海道開発局と札幌管区気象台が共同で発表する場合 (水防法第10条第2項、気象業務法第14の2第2項) -----> 放送 ※1 陸上自衛隊、北海道警察等 ※2 NTT東日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える ※3 鵜川土地改良区、社会福祉協議会、町内の農協、漁協、森林組合、商工会、一般運送事業者、危険物関係施設、自治会・町内会、自主防災組織	

むかわ町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
59	② 北海道と札幌管区気象台が共同で発表する場合 (水防法第 11 条、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項) 府県予報区担当気象官署 (※1) 北海道開発局 関係開発建設部 防災関係機関 (※2) 北海道 (建設部維持管理防災課) 北海道 (総務部危機対策課) (対策通報) 総合振興局又は振興局 (危機対策室) (対策通報) 総合振興局又は振興局 (建設管理部) (関係市町村長) 水防団・消防機関 消防庁 NTT東日本 (※3) NTT西日本 NHK放送局 報道機関 一般住民 （二重線）で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく洪水予報の通知先は、放送 （※1）府県予報区担当気象官署：札幌管区気象台、函館、旭川、室蘭、釧路、網走、稚内各地方気象台 （※2）陸上自衛隊北部方面総監部（情報部資料課）、北海道警察 等 （※3）NTT東日本及びNTT西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。	② 北海道と札幌管区気象台が共同で発表する場合 (水防法第 11 条、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項) 北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部 共同発表 札幌管区気象台 室蘭地方気象台 報道機関 N ↓ H K 札幌放送局 N T T 東日本 ※2 消防庁 胆 地 振 域 機 創 対 策 部 振 興 局 北 海 道 総 務 部 機 関 対 策 課 北 海 道 建 設 部 維 持 管 理 防 災 課 防 災 関 係 機 関 ※1 一般住民 むかわ町 (水防管理者) 消防署 鵒川支署 消防署 穂別支署 町内防災 関係機関 ※3 -----▶ 放送 ※1 北海道開発局、陸上自衛隊、北海道警察等 ※2 N T T 東日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える ※3 鵒川土地改良区、社会福祉協議会、町内の農協、漁協、森林組合、商工会、一般運送事業者、危険物関係施設、自治会・町内会、自主防災組織	道地域防災計画との整合 (現況に即した修正) ※むかわ町から先の伝達系統も整理
61	3 水防警報 (1) (略) (2) 知事が行う水防警報 水防法第 16 条第 1 項の規定により、知事が指定した河川についての水防警報は、道が発表し、伝達は次の系統により行う。	3 水防警報 (1) (略) (2) 知事が行う水防警報 水防法第 16 条第 1 項の規定により、知事が指定した河川についての水防警報は、道が発表し、伝達は次の系統により行う。	

むかわ町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
61	4 水位情報の通知 (1) (略) (2) 知事が行う水位情報の通知 水防法第13条第2項の規定により、知事が指定した水位周知河川の水位情報の通知は、次の伝達系統により行う。 5 (略)	4 水位情報の通知 (1) (略) (2) 知事が行う水位情報の通知 水防法第13条第2項の規定により、知事が指定した水位周知河川の水位情報の通知は、次の伝達系統により行う。	道地域防災計画との整合(現況に即した修正)、民間等から調達可能な水防資材調達先の表を資料編で整理
62	第4 水防施設及び資材の整備 町は、必要に応じて防災倉庫又は代用備蓄場を整備し、想定される水防工法に応じた資器材の種類・数量を備えておくものとする。 1 民間等から調達可能な水防資材 <u>(表略)</u> 2 (略) 第5 (略)	第4 水防施設及び資材の整備 町は、必要に応じて防災倉庫又は代用備蓄場を整備し、想定される水防工法に応じた資器材の種類・数量を備えておくものとする。 1 民間等から調達可能な水防資材 民間等から調達可能な水防資材の調達先は資料編(第4章第11節関係)のとおりである。 <u>(表削除)</u> 2 (略) 第5 (略)	

むかわ町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考																								
65	第 1 3 節 雪害予防計画 (略) 第 1 実施責任者 1 ～ 3 4 道路除雪にかかわる各機関の除雪作業の基準は、次のとおりである。 (1) (略) (2) 北海道所管 <table><tr><th>区分</th><th>日交通量のおよその標準</th><th>除 雪 目 標</th></tr><tr><td>第1種</td><td>1,000 台／日 以上</td><td>2車線以上の 幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。</td></tr><tr><td>第2種</td><td>300 台／日以上 ～1,000 台／日未満</td><td>2車線 (5.5m) 以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等には、極力1車線以上の確保をはかる。</td></tr><tr><td>第3種</td><td>300 台／日未満</td><td>2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては、1車線 (4.0m) 幅員で待避所を設ける。 異常降雪時については、一時通行止めとすることをやむを得ないものとする。</td></tr></table> 5 (略) 第 2 ～ 第 4 (略)	区分	日交通量のおよその標準	除 雪 目 標	第1種	1,000 台／日 以上	2車線以上の 幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。	第2種	300 台／日以上 ～1,000 台／日未満	2車線 (5.5m) 以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等には、極力1車線以上の確保をはかる。	第3種	300 台／日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては、1車線 (4.0m) 幅員で待避所を設ける。 異常降雪時については、一時通行止めとすることをやむを得ないものとする。	第 1 3 節 雪害予防計画 (略) 第 1 実施責任者 1 ～ 3 4 道路除雪にかかわる各機関の除雪作業の基準は、次のとおりである。 (1) (略) (2) 北海道所管 <table><tr><th>区分</th><th>日交通量のおよその標準</th><th>除 雪 目 標</th></tr><tr><td>第1種</td><td>1,000 台／日 以上</td><td>2車線以上の所定幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪時においては、極力2車線確保を図る。</td></tr><tr><td>第2種</td><td>300 台／日以上 ～1,000 台／日未満</td><td>2車線 (5.5m) 以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪時には、極力1車線以上の確保をはかる。</td></tr><tr><td>第3種</td><td>300 台／日未満</td><td>2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては、1車線 (4.0m) 幅員で待避所を設ける。 異常降雪時については、一時通行止めとすることをやむを得ないものとする。</td></tr></table> 5 (略) 第 2 ～ 第 4 (略)	区分	日交通量のおよその標準	除 雪 目 標	第1種	1,000 台／日 以上	2車線以上の所定幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪時においては、極力2車線確保を図る。	第2種	300 台／日以上 ～1,000 台／日未満	2車線 (5.5m) 以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪時には、極力1車線以上の確保をはかる。	第3種	300 台／日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては、1車線 (4.0m) 幅員で待避所を設ける。 異常降雪時については、一時通行止めとすることをやむを得ないものとする。	道地域防災計画との整合 (道路除雪業務処理要領との整合)、除雪機械現有数を資料編で整理
区分	日交通量のおよその標準	除 雪 目 標																									
第1種	1,000 台／日 以上	2車線以上の 幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。																									
第2種	300 台／日以上 ～1,000 台／日未満	2車線 (5.5m) 以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等には、極力1車線以上の確保をはかる。																									
第3種	300 台／日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては、1車線 (4.0m) 幅員で待避所を設ける。 異常降雪時については、一時通行止めとすることをやむを得ないものとする。																									
区分	日交通量のおよその標準	除 雪 目 標																									
第1種	1,000 台／日 以上	2車線以上の所定幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪時においては、極力2車線確保を図る。																									
第2種	300 台／日以上 ～1,000 台／日未満	2車線 (5.5m) 以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪時には、極力1車線以上の確保をはかる。																									
第3種	300 台／日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては、1車線 (4.0m) 幅員で待避所を設ける。 異常降雪時については、一時通行止めとすることをやむを得ないものとする。																									
66	第 5 除雪機械現有数 除雪機械現有数は、次 のとおりである。 (種 別) (台 数) ダンプトラック (7 t) 2 台 グレーダー 1 台 タイヤドーザー 2 台 除雪トラック (7 t) 1 台 〔令和4年3月現在〕 第 6 (略)	第 5 除雪機械現有数 除雪機械現有数は、資料編 (第5章第13節関係) のとおりである。 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) 第 6 (略)																									
69	第 1 6 節 土砂災害の予防計画 (略) 第 1 予防対策 (略) 1 ～ 4 (略) 5 土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避	第 1 6 節 土砂災害の予防計画 (略) 第 1 予防対策 (略) 1 ～ 4 (略) 5 土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避	道地域防災計画との整合																								

むかわ町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
69	難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・<u>危険箇所</u>等に発令することを基本とする。 第2 形態別予防計画 1 地すべり等予防計画 土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地滑りが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は、住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域<u>及び地すべり危険地区</u>の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする また、<u>危険区域</u>の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図るものとする。	難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・<u>危険箇所</u>等に発令することを基本とする。 第2 形態別予防計画 1 地すべり等予防計画 土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地滑りが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は、住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域<u>等</u>の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする また、<u>土砂災害警戒区域等</u>の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図るものとする。	道地域防災計画との整合（国通知により「土砂災害危険箇所」を使用しないこととなったことによる修正）
69 70	2 崖崩れ防止対策（略） (1) 急傾斜地崩壊（崖崩れ）防止対策 住民に対し、土砂災害警戒区域<u>及び急傾斜地崩壊危険箇所</u>の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。 また、<u>危険区域</u>の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図るものとする。 (2) （略） 3 土石流予防計画 住民に対し、土砂災害警戒区域、<u>土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区</u>の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。 <u>危険区域</u>の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。	2 崖崩れ防止対策（略） (1) 急傾斜地崩壊（崖崩れ）防止対策 住民に対し、土砂災害警戒区域<u>等</u>の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。 また、<u>土砂災害警戒区域等</u>の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図るものとする。 (2) （略） 3 土石流予防計画 住民に対し、土砂災害警戒区域<u>等や</u>崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。 <u>土砂災害警戒区域等</u>の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。	
71	第17節 積雪・寒冷地対策計画 （略） 第1 （略） 第2 避難週出措置等 町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱<u>に準じ</u>、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。 1 積雪・寒冷期に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。 <u>2 災害時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。</u>	第17節 積雪・寒冷地対策計画 （略） 第1 （略） 第2 避難週出措置等 町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱<u>第9に基づき</u>、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。 1 積雪・寒冷期に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。 <u>2 積雪・寒冷を想定した避難所の整備や避難所運営の実施、防寒着等の資機材の整備</u>	道地域防災計画との整合（積雪寒冷対策を追記）

むかわ町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
71 72	第3～第4 （略） 第5 寒冷対策の推進 1 （略） 2 避難所対策 町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用具等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため _____、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。 また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。 なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。 _____ _____ 3 （略）	第3～第4 （略） 第5 寒冷対策の推進 1 （略） 2 避難所対策 町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用具等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、<u>施設に外部受電盤等を設置するなど</u>、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。 また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。 なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。 <u>町は、災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。</u> 3 （略）	道地域防災計画との整合（非常用電源確保及び積雪寒冷対策を追記）
76 82	第5章 災害応急対策計画 （略） 第1節～第2節 （略） 第3節 災害広報・情報提供計画 （略） 第1 災害広報及び情報等の提供の方法 （略） 1 （略） 2 町の広報 町は、防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、生鮮食料品店、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する _____ 情報等についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。 3 （略） 第2～第3 （略）	第5章 災害応急対策計画 （略） 第1節～第2節 （略） 第3節 災害広報・情報提供計画 （略） 第1 災害広報及び情報等の提供の方法 （略） 1 （略） 2 町の広報 町は、防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、生鮮食料品店、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する <u>ことや要配慮者等に必要な</u>情報等についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。 3 （略） 第2～第3 （略）	道地域防災計画との整合（要配慮者等に必要な情報をコ広報する必要を追記）

むかわ町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
84	第4節 避難対策計画 (略) 第1～第6 (略)	第4節 避難対策計画 (略) 第1～第6 (略)	道地域防災計画との整合(防災基本計画との整合のため修正、コロナ5類移行に伴う修正)
88	第7 被災者の受入れ及び生活環境の整備 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。 災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、 <u>安全性や良好な居住性の確保</u> に <u>必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u> また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供 <u>など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u>	第7 被災者の受入れ及び生活環境の整備 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。 災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、 <u>町があらかじめ作成した避難所マニュアルを踏まえ、</u> 速やかな指定避難所の供与、 <u>避難所における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実</u> に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、 <u>被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握</u> など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	
89	第8 (略) 第9 指定避難所の開設 1 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努める <u>ものとする。</u> また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。 2～5 (略) 6 町は、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討するよう努めるものとする。 7～8 (略)	第8 (略) 第9 指定避難所の開設 1 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努める <u>とともに避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。</u> また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。 2～5 (略) 6 町は、 <u>感染症対策について、</u> 感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討するよう努めるものとする。 7～8 (略)	
	第10 指定避難所 <u>の</u> 運営管理等 1 (略) 2 町は、 <u>マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。</u> <u>なお、</u> 実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。 3 (略) 4 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せ	第10 指定避難所 <u>等</u> の運営管理等 1 (略) 2 町は、 <u>指定避難所の運営管理に際しては</u> <u>、</u> 実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。 3 (略) 4 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せ	

むかわ町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
89	ず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。 5 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、町や道、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、<u>衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行う</u>とともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 6～9 (略)	ず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。<u>その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。</u> 5 町は、<u>被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため</u>、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保 <u>及び福祉的な支援の充実</u>のために、町や道、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、<u>簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努める</u>とともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 6～9 (略)	道地域防災計画との整合(防災基本計画との整合のため修正、尊厳が保たれるよう配慮、国の自主点検レポートを踏まえた修正)
90	<u>(新設)</u> <u>10 (略)</u> <u>11 (略)</u> <u>12 (略)</u> <u>13 (略)</u> <u>14 (略)</u> <u>15 (略)</u> <u>16 (略)</u> <u>17 (略)</u>	<u>10 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u> <u>なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。</u> <u>11 (略)</u> <u>12 (略)</u> <u>13 (略)</u> <u>14 (略)</u> <u>15 (略)</u> <u>16 (略)</u> <u>17 (略)</u> <u>18 (略)</u>	
90	第 11 広域避難	第 11 広域避難	
91	1～4 (略) 5 関係機関の連携 <u>① 町、道、運送事業者等は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u>	1～4 (略) 5 関係機関の連携 <u>町、道、運送事業者等は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u> <u>この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。</u> <u>(1) 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理</u> <u>(2) 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル等を含む）の確保</u> <u>(3) バスなど被災者の移送手段の確保</u> <u>(4) 広域避難についての被災者の意向の把握</u> <u>(5) 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル等を含む）のマッチング</u> <u>(6) 施設（ホテル等を含む）への移送</u> <u>(7) 広域避難先での継続的な支援</u>	
	第 12 広域一時滞在	第 12 広域一時滞在	
	1 道内における広域一時滞在	1 道内における広域一時滞在	

むかわ町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
91	(1)～(6) (略) <u>(新設)</u>	(1)～(6) (略) <u>(7) 知事は、上記(1)に基づく町長からの助言の求めがあった場合には、被災住民の広域一時滞在が円滑に行われるよう調整するとともに、この場合において、必要に応じ上記(2)から(6)により協議元市町村長又は協議先市町村が行うこととされている協議、通知および公示を代わって実施することができるものとする。</u>	道地域防災計画との整合(受入れ先市町村について道が調整することも可能とする旨追記、国の自主点検レポートを踏まえた修正)
92	<u>(7) (略)</u> 2～3 (略) <u>(新設)</u>	<u>(8) (略)</u> 2～3 (略) <u>4 関係機関の連携</u> <u>(1) 町、道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在を実施するよう努めるものとする。</u> <u>この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。</u> <u>① 広域一時滞在进行すべき場合やその対象者の整理</u> <u>② 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保</u> <u>③ バスなど被災者の移送手段の確保</u> <u>④ 広域一時滞在についての被災者の意向の把握</u> <u>⑤ 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング</u> <u>⑥ 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送</u> <u>⑦ 広域一時滞在先での継続的な支援</u> <u>(2) 道及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、一時滞在者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。</u>	
93	<u>4</u> (略)	<u>5</u> (略)	
96	第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 (略) 第1 災害派遣要請 1 派遣要請権者 (1) 知事 () 胆振総合振興局長 (2)～(3) (略) 2～5 (略)	第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 (略) 第1 災害派遣要請 1 派遣要請権者 (1) 知事 (ただし、北海道事務決裁規程第8条により、胆振総合振興局長が専決することができる。) (略) (2)～(3) (略) 2～5 (略)	道地域防災計画との整合(道の内規により専決できることを明記、防災基本計画との整合のため修正)
97	第2 派遣活動 1～8 (略) 9 炊飯及び給水 10～12 (略) 第3～第5 (略)	第2 派遣活動 1～8 (略) 9 給食、給水及び入浴支援 10～12 (略) 第3～第5 (略)	
98	第7節 広域応援・受援計画 大規模災害発生時に、被災市町村単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画に定めるところによる。	第7節 広域応援・受援計画 大規模災害発生時に、被災市町村単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画に定めるところによる。	道地域防災計画との整合

むかわ町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
98	_____ _____ _____ 第1～第2 (略) 第3 町が締結している自治体間の相互応援協定 _____ <u>(表略)</u>	<u>また、冬期は、積雪・凍結等により、部隊や応援職員等の移動や救助、輸送、復旧活動に通常より時間を要することから、平常時から装備・資機材の充実、活動要領等を考慮する必要があるほか、道外からの応援者は積雪・凍結等の状況での円滑な行動が困難な場合があることに留意する。</u> 第1～第2 (略) 第3 町が締結している自治体間の相互応援協定 <u>町が締結している自治体間の相互応援協定は、資料編のとおりである。</u> <u>(表削除)</u>	道地域防災計画との整合（応援元との気候の違いを踏まえた修正）、町が締結している自治体間応援協定の表を資料編で整理
99	第8節 <u>ヘリコプター等</u> 活用計画 災害時における<u>ヘリコプター等</u> の活用については、本計画に定めるところによる。 第1～第6 (略)	第8節 <u>航空機および無人航空機</u>活用計画 災害時における<u>航空機および無人航空機</u>の活用については、本計画に定めるところによる。 第1～第6 (略)	道地域防災計画との整合（無人航空機の位置づけによる修正）
101	第9節 救助救出計画 (略) 第1 実施責任 1 (略) 2 道 道は、町を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、町から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。 _____ また、町のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。 3～4 (略) 第2 (略)	第9節 救助救出計画 (略) 第1 実施責任 1 (略) 2 道 道は、町を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、町から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。 <u>特に、要救助者に関する情報については、道が集約し、救助救出活動を実施する機関等に情報提供するとともに、必要に応じて救助救出活動に関する総合的な調整を行う。</u> また、町のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。 3～4 (略) 第2 (略)	道地域防災計画との整合（要救助者に関する情報集約、調整役の役割を明記）
107	第13節 交通応急対策計画 (略) 第1 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。 道路啓開については、北海道道路啓開計画【第2版】(令和4年12月 北海道道路啓開計画検討協議会)に基づき実施する。 _____ 1～6 (略)	第13節 交通応急対策計画 (略) 第1 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。 道路啓開については、北海道道路啓開計画【第2版】(令和4年12月 北海道道路啓開計画検討協議会)に基づき実施する。 <u>なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u> 1～6 (略)	道地域防災計画との整合（道路啓開におけるインフラ事業者との連携を追記）

むかわ町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
108	第2～第3 (略)	第2～第3 (略)	道地域防災計画との整合
109	第14節 輸送計画 (略) 第1 輸送の方法 1 道路輸送 災害時輸送は一次的には町の所有する車両等を使用し、被災地までの距離、被害の状況等により、町の所有する台数で不足する場合は、他の関係機関に応援を要請し、又は民間の車両の借上げを行うなど、災害時輸送の万全を期する。 町有車両、営業用車両、燃料調達先は別表第1及び別表第2のとおりとする。 2 (略) 3 空中輸送 (略) (1) (略) (2) ヘリコプター発着場所 ヘリコプターが発着可能な場所は、次のとおりとし、臨時離着陸場所等の条件は別記1のとおりとする。 (表略) 4～6 (略) 第2 (略) 第3 輸送状況の記録 輸送を実施した場合は、様式1により記録しておかなければならない。 別表第1 (表略) 別表第2 (表略) 様式1 (様式略) 別記1 (別記略)	第14節 輸送計画 (略) 第1 輸送の方法 1 道路輸送 災害時輸送は一次的には町の所有する車両等を使用し、被災地までの距離、被害の状況等により、町の所有する台数で不足する場合は、他の関係機関に応援を要請し、又は民間の車両の借上げを行うなど、災害時輸送の万全を期する。 町有車両、営業用車両、燃料調達先は、資料編（第5章第14節関係）のとおりである。 2 (略) 3 空中輸送 (略) (1) (略) (2) ヘリコプター発着場所 ヘリコプターが発着可能な場所及び臨時離着陸場所等の条件は、資料編（第5章第14節関係）のとおりである。 (表削除) 4～6 (略) 第2 (略) 第3 輸送状況の記録 輸送を実施した場合は、様式(様式は資料編（第5章第14節関係）)により記録しておかなければならない。 (別表削除) (別表削除) (様式削除) (別記削除)	別表、ヘリコプターが発着可能な場所、臨時離着陸場所等の条件、輸送状況の記録様式を資料編で整理
110	第15節 食糧供給計画 (略) 第1～第2 (略) 第3 炊き出し 被災者及び災害応急対策に従事している者に対する炊き出しは、町が行うが、必要に応じて各団体の協力を求めて実施するものとする。 1 協力団体 鶴川農業協同組合女性部、鶴川漁業協同組合女性部、むかわ町商工会女性部、ボランティアさつき	第15節 食糧供給計画 (略) 第1～第2 (略) 第3 炊き出し 被災者及び災害応急対策に従事している者に対する炊き出しは、町が行うが、必要に応じて各団体の協力を求めて実施するものとする。 1 協力団体 協力団体は、資料編（第5章第15節関係）のとおりである。	炊き出し協力団体、炊き出し施設、受給者名簿様式を資料編で整理

むかわ町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
110	<u>会・むかわ町日本赤十字奉仕団、株式会社日総、穂別地区自治会婦人部連絡協議会、とまこまい広域農業協同組合女性部（穂別支所）</u> 2 炊き出し施設 <u>（表略）</u> 3 受給者名簿 食糧の供給をしたときは、炊き出し受給者記録名簿 _____ を作成し、受給者氏名、年月日、給食内容等を記録するものとする。 <u>（様式略）</u>	_____ 2 炊き出し施設 <u>炊き出し施設は、資料編（第5章第15節関係）のとおりである。</u> <u>（表削除）</u> 3 受給者名簿 食糧の供給をしたときは、炊き出し受給者記録名簿 <u>（資料編（第5章第15節関係））</u> を作成し、受給者氏名、年月日、給食内容等を記録するものとする。 <u>（様式削除）</u>	炊き出し協力団体、炊き出し施設、受給者名簿様式を資料編で整理
111	第16節 給水計画 （略） 第1 実施責任 1 町 （略） （1）～（3） （略） <u>（新設）</u> 2 （略） 第2 給水の実施 1 給水の方法 （1）（略） （2）浄水装置による給水 輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、<u>浄水装置</u> _____ その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。 （3）（略） 2 応援の要請 町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道 <u>へ</u> _____ 飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。 また、知事は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず町に対する応急給水について必要な措置を講ずる 第3 （略）	第16節 給水計画 （略） 第1 実施責任 1 町 （略） （1）～（3） （略） <u>（4） 協定による給水</u> <u>災害時の応急給水や応急復旧及び応急復旧用資材の提供等について、必要に応じて水道関係団体や民間事業者等と協定を締結する。</u> 2 （略） 第2 給水の実施 1 給水の方法 （1）（略） （2）浄水装置による給水 輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、<u>可搬式浄水施設・設備</u>、その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。 （3）（略） 2 応援の要請 町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道、<u>災害時協定を締結する水道関係団体や民間事業者等に対し</u>、飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。 また、知事は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず町に対する応急給水について必要な措置を講ずる 第3 （略）	道地域防災計画との整合（民間事業者等との協定締結を明記、国の自主点検レポートを踏まえた修正） 給水資機材保有状況を資料編で整理
112	第4 給水資機材保有状況 <u>（事前にタンク内の清掃、消毒を行うこと）</u> <u>（表略）</u> 第5 水道施設	第4 給水資機材保有状況 _____ <u>給水資機材の保有状況は、資料編（第5章第16節関係）のとおりである。</u> <u>（表削除）</u> 第5 水道施設	

むかわ町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
112	<u>(表略)</u>	<u>水道施設は、資料編（第5章第16節関係）のとおりである。</u> <u>(表削除)</u>	水道施設を 資料編で整理
113	第17節 衣料、生活必需物資供給計画 (略) 第1 (略) 第2 実施の方法 町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。 1 物資購入及び配布計画 世帯構成員別被害状況 <u>(別表第1)</u> を把握し、救護物資を調達し、これらの物資について物資購入（配分）計画 <u>(別表第2) により</u> _____、給（貸）与にあたる。 2～3 (略) 4 物資の給与又は貸与 町長は、区域毎に物資の総責任者を定め、各区域の地区責任者の協力を求め、物資受払簿 <u>(別表第3)</u> により迅速かつ的確に実施するものとする。 なお、救護法による救助物資とその義援物資とは實際上及び書類上明確に区分し処理するものとする。 5 受給者名簿 生活必需品等を給（貸）与したときは、物資給与及び受領簿 <u>(別表第4)</u> _____ を作成し、受給者氏名、年月日、内容等を記録するものとする。 6 (略)	第17節 衣料、生活必需物資供給計画 (略) 第1 (略) 第2 実施の方法 町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。 1 物資購入及び配布計画 世帯構成員別被害状況表 <u>(資料編（第5章第17節関係）により世帯別の被害状況を把握し、救護物資を調達し、これらの物資について物資購入（配分）計画表（資料編（第5章第17節関係）のとおり）を作成し、給（貸）与にあたる。</u> 2～3 (略) 4 物資の給与又は貸与 町長は、区域毎に物資の総責任者を定め、各区域の地区責任者の協力を求め、物資受払簿 <u>(資料編（第5章第17節関係）により迅速かつ的確に実施するものとする。</u> なお、救護法による救助物資とその義援物資とは實際上及び書類上明確に区分し処理するものとする。 5 受給者名簿 生活必需品等を給（貸）与したときは、物資給与及び受領簿 <u>(資料編（第5章第17節関係）を作成し、受給者氏名、年月日、内容等を記録するものとする。</u> 6 (略)	別表を資料 編で整理
114	第3～第6 (略) <u>別表第1 (表略)</u> <u>別表第2 (表略)</u> <u>別表第3 (表略)</u> <u>別表第4 (表略)</u>	<u>(別表削除)</u> <u>(別表削除)</u> <u>(別表削除)</u> <u>(別表削除)</u>	
115	第18節 石油類燃料供給計画 (略) 第1 実施責任 1 (略) 2 道 知事は、災害時における石油類燃料について、 <u>災害時に</u> 町長等からの要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。 また、町等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油の備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣	第18節 石油類燃料供給計画 (略) 第1 実施責任 1 (略) 2 道 知事は、災害時における石油類燃料について、_____町長等からの要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。 また、町等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油の備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣	道地域防災 計画との整 合（文言修 正）

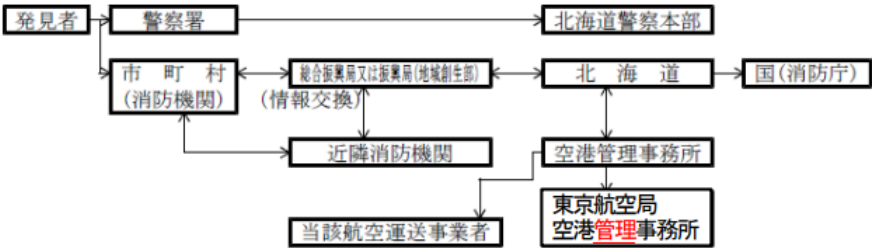
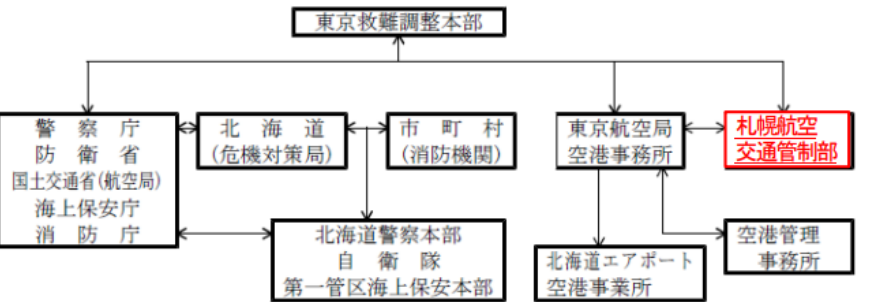
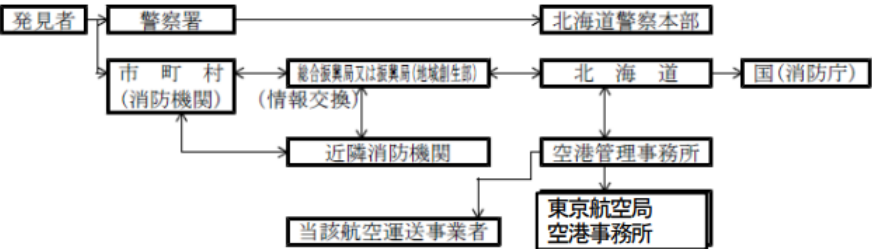
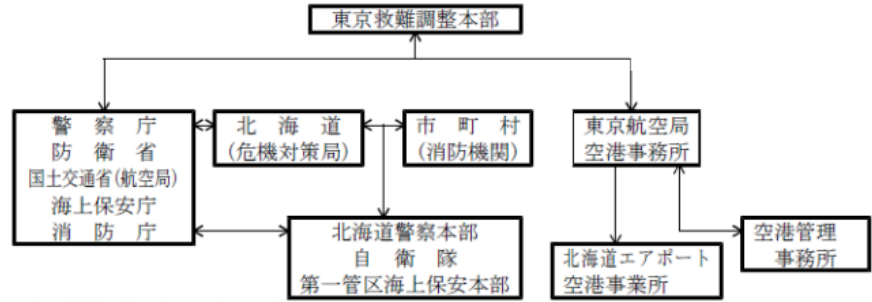
むかわ町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
115	からの勧告がなされた場合、<u>石油連盟</u> に対し、道が指定する重要施設 <u> </u> への円滑な供給が行われるよう要請を行う。 第2 石油類燃料の確保 1 (略) 2 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、<u>物資確保のための</u>協力要請又は幹旋依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づ<u>き</u> <u> </u>、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。 <u>(新設)</u>	からの勧告がなされた場合、<u>政府災害対策本部</u> に対し、道が指定する重要施設 <u>等</u> への円滑な供給が行われるよう要請を行う。 第2 石油類燃料の確保 1 (略) 2 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、<u> </u>協力要請又は幹旋依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づ<u>く協力要請により</u>、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。 <u>第3 緊急車両等への優先給油の実施</u> <u>発災後に中核ＳＳにおいて優先給油を受けることができる緊急車両等は次のとおり。</u> <u>(1) 緊急通行車両確認標章を提示した車両又は緊急通行車両等事前届出済証を提示した車両</u> <u>(2) 規制除外車両事前届出済証を提示した車両</u> <u>(3) 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車</u> <u>(4) 自衛隊車両</u> <u>(5) 優先給油対象車両証明書を提示した車両</u> <u>(6) その他、知事が必要と認めた車両</u>	道地域防災計画との整合（文言修正、優先給油車両を明記）
121	第2-2節 住宅対策計画 (略) 第1 (略) 第2 実施の方法 1～2 (略) 3 応急仮設住宅 (1) 入居対象者 原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。 (2) 入居者の選定 応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。 (3) 建設型応急住宅の建設 原則として建設型応急住宅の設置は、知事が行う。 (4) 建設型応急住宅の建設用地 道及び町は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。 (5) 建設戸数（借上げを含む。） 道は町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。 (6) 規模、構造、存続期間及び費用 ① 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。 ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。 ② 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とする	第2-2節 住宅対策計画 (略) 第1 (略) 第2 実施の方法 1～2 (略) 3 応急仮設住宅 <u>(1) 応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。</u> ① <u>建設型応急住宅</u> <u>プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置</u> ② <u>賃貸型応急住宅</u> <u>民間賃貸住宅等の提供</u> <u>(2) 入居対象者</u> <u>原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。</u> <u>(3) 入居者の選定</u> <u>応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。</u> <u>(4) 設置戸数</u> <u>道は町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。</u> <u>(5) 建設型応急住宅の建設地、構造等</u> ① <u>町及び道は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。</u> ② <u>建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。</u> ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。	道地域防災計画との整合（ムービングハウス等を活用した応急仮設住宅を明記、項目の一部を全部改正）

むかわ町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考								
121	ことができる。 ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる ③ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。	③ <u>応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。</u> <u>ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。</u> <u>(6) 費用</u> <u>救助法及び関係法令の定めるところによる。</u>	道地域防災計画との整合（項目の一部を全部改正）								
122	(7)～(8) (略) 4～6 (略) 第3～第4 (略)	(7)～(8) (略) 4～6 (略) 第3～第4 (略)									
127	第25節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 (略) 第1～第2 (略)	第25節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 (略) 第1～第2 (略)	文言の修正、表を資料編で整理								
128	第3 火葬場<u>状況</u> <table><tr><th>施設名</th><th>所在地</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>鶴川斎場</td><td>むかわ町汐見 487 番地 14</td><td>42-4751</td></tr><tr><td>穂別斎場</td><td>むかわ町穂別和泉 293 番地</td><td>45-2464</td></tr></table>	施設名		所在地	電話番号	鶴川斎場	むかわ町汐見 487 番地 14	42-4751	穂別斎場	むかわ町穂別和泉 293 番地	45-2464
施設名	所在地	電話番号									
鶴川斎場	むかわ町汐見 487 番地 14	42-4751									
穂別斎場	むかわ町穂別和泉 293 番地	45-2464									
131	第28節 廃棄物等処理計画 (略) 第1～第2 (略) 第3 ごみ及びし尿処理施設 ごみ、廃棄物及びし尿処理施設は、<u>次の</u>のとおりである。 <u>1 一般廃棄物処理施設</u> <u>(表略)</u> <u>2 し尿処理施設</u> <u>(表略)</u>	第28節 廃棄物等処理計画 (略) 第1～第2 (略) 第3 ごみ及びし尿処理施設 ごみ、廃棄物及びし尿処理施設は、<u>資料編（第5章第28節関係）</u>のとおりである。 <u>(表削除)</u> <u>(表削除)</u>	表を資料編で整理								
134	第30節 労務供給計画 (略) 第1～第4 (略) 第5 労務者の雇用の記録 雇用者は、雇用した労務要員について<u>次の</u>	第30節 労務供給計画 (略) 第1～第4 (略) 第5 労務者の雇用の記録 雇用者は、雇用した労務要員について<u>労務要員の雇用記録簿（資料編（第5章第30節関係））</u>により									

むかわ町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
134	記録するものとする。 1～5（略） <u>労務要員の雇用記録簿（表略）</u>	記録するものとする。 1～5（略） <u>（表削除）</u>	表を資料編で整理
145	第8章 事故災害対策計画 （略） 第1節（略）	第8章 事故災害対策計画 （略） 第1節（略）	道地域防災計画との整合（組織名の修正、札幌航空交通管制部の組織廃止）
154	第2節 航空災害対策計画 第1（略） 第2 災害応急対策 1～12（略）	第2節 航空災害対策計画 第1（略） 第2 災害応急対策 1～12（略）	
156	別記1 (1) 発生地点が明確な場合  (2) 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）  (注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。	(1) 発生地点が明確な場合  (2) 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）  (注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。	

むかわ町地域防災計画（本編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
186	第10章 事前復興計画 <u>各種災害発生時における被害想定に基づき、発災後、迅速かつ着実にまちづくりを進めることができるよう、あらかじめ、復興の課題を想定し、復興まちづくりの方向性、進め方等を定める「事前復興計画」の策定に取り組む。</u>	第10章 事前復興計画 <u>日本海溝・千島海溝周辺蚕糸型地震やそれに伴う津波災害、また近年、発生頻度が高まっている豪雨災害等、多様な大規模災害への備えがますます重要になっている。</u> <u>大規模な災害が発生し、市街地等が壊滅的な被害を受けた場合、復興まちづくり事業に取り組むことになる。</u> <u>町地域防災計画に定める対応と並行して早期に復興（まちづくり）計画を策定するため、平時のまちづくりにおける課題を踏まえた復興まちづくりの目標や実施方針のほか、復興体制、復興手順、事前に実施すべき施策を事前復興計画として別に定める。</u> 第1 <u>策定した事前復興計画</u> 1 <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震とそれに伴う津波災害を対象とした事前復興計画</u>	むかわ町事前復興計画策定（令和7年3月）による修正 むかわ町事前復興計画策定（令和7年3月）による修正